

予防技術検定模擬テスト

－解説付－

NO.177

[共通] 問1 次の文は、消防法第8条の2の5の規定に基づき設置することが義務付けられている自衛消防組織の要員の基準に関する説明文である。ア～ウに当てはまる用語の組み合わせとして、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) 自衛消防組織には、統括管理者及び総務省令で定める自衛消防組織の業務ごとにおおむね(ア)人以上の自衛消防要員を置かなければならぬとされている。
- (2) 統括管理者は、次のいずれかに掲げる者をもって充てなければならないとされている。
- ① 都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であって総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う(イ)。
- ② 上記①に掲げる者に準ずる者で、総務省令で定めるところにより、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められるもの。
- (3) 総務省令において、上記②に該当する者としては複数あり、その一つとして(ウ)が定められている。

	ア	イ	ウ
(1)	1	自衛消防組織の業務に関する試験に合格した者	市町村の消防職員で、1年以上管理的監督的な職にあった者
(2)	1	自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者	市町村の消防職員で、5年以上その実務の経験を有する者
(3)	2	自衛消防組織の業務に関する試験に合格した者	町村の消防団員で、8年以上その実務経験を有する者
(4)	2	自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者	市町村の消防団員で、3年以上管理的監督的な職にあった者

[消防用設備等] 問1 消防法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等について、総務大臣が当該認定の効力を失わせることができるとの要件として、消防法令上誤っているものを次のうちから1つ選べ。

- (1) 偽りその他不正な手段により当該認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 偽りその他不正な手段により当該認定に係る設備等設置維持計画を変更(総務省令で定める軽微な変更を除く。)するための承認を受けたことが判明したとき。
- (3) 当該特殊消防用設備等に総務省令で定める軽微な変更をしたときに消防長又は消防署長への届け出を行っていないことが判明したとき。
- (4) 認定を受けた特殊消防用設備等が設備等設置維持計画に従って維持されていないと認めるとき。

[消防用設備等] 問2 パッケージ型消火設備はその性能等の違いによりI型とII型に区分されているが、次のうち、I型

とII型に共通して求められる技術上の基準として、消防法令上正しいものを1つ選べ。

- (1) ホースの長さは、25m以上とすること。
- (2) 放射時間は、温度20度において、2分以上とすること。
- (3) 放射距離は、棒状で放射した場合において、10m以上であること。
- (4) 消火薬剤の貯蔵量は、第三種浸潤材等入り水を使用する場合においては、60L以上とすること。

[防火査察] 問1 消防法(以下「法」という。)に規定する防火対象物定期点検報告制度に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。

- (1) 法第8条の2の3第1項第2号イの「過去3年以内において……命令されたことがあり」とは、命令がされた日から申請の日の間に3年間経過していればよいことをいう。
- (2) 法第8条の2の3第1項第2号ロの「取消しをされるべき事由が現にあること」とは、法第8条の2の3第6項各号の取消要件に該当することを覚知しており、取消し処分を行うための具体的手続に入っていることをいう。
- (3) 防火対象物点検資格者が点検を行う点検対象事項に消防用設備等の機能に係る事項がないので、当該機能に支障がある場合でも点検基準に適合することになる。
- (4) 法第8条の2の3第1項に規定する防火対象物点検の特例認定を受けた防火対象物で火災が発生した場合、火災の発生そのものを理由として特例認定を取り消すことはできない。

[防火査察] 問2 消防法(以下「法」という。)に基づく命令の主体等に関する次の各項目の記述のうち、全ての項目が正しい番号はどれか。

番号	命令条文	命令の主体	命令の客体(名あて人)	命令の事前手続	罰則規定の有無
(1)	法第8条の2第5項(統括防火管理者選任命令)	消防署長	防火対象物の管理について権原を有する者全員	弁明の機会の付与	有
(2)	法第17条の7第2項において準用する法第13条の2第5項(消防設備士免状返納命令)	免状を交付した都道府県知事	法令違反等をした消防設備士	聴聞	有
(3)	法第17条の4第1項(消防用設備等の設置維持)	消防長	権原を有する関係者	弁明の機会の付与	有
(4)	法第8条第4項(防火管理業務適正執行命令)	消防長	防火対象物の管理について権原を有する者	弁明の機会の付与	無

[危険物] 問1 次の屋内貯蔵所の貯蔵の基準に関する記述のう

図1 無線工学

指向性アンテナの利得 G[dB]は次式で求められる。

$$G = 10 \log_{10} \left\{ \left(\frac{E}{E_0} \right)^2 \times \frac{P_0}{P} \right\} [\text{dB}]$$

上式に題意の数値を代入すると、

$$\begin{aligned} G &= 10 \log_{10} \left\{ \left(\frac{10}{5} \right)^2 \times \frac{3}{1.5} \right\} [\text{dB}] \\ &= 10 \log_{10} (2^2 \times 2) \\ &= 10 \log_{10} 2^3 \\ &= 10 \times 0.3 \times 3 \\ &= 9 [\text{dB}] \end{aligned}$$

【警防】

問1 答 (5)

解説 2系統以上の階段がある場合は、給気側階段から進入する。

消防司令問題解答

【消防法規】

問1 答 (4)

- 解説 (1) 正しい。
(2) 正しい。
(3) 正しい。
(4) 通知するため、誤り。
(5) 正しい。

【消防時事】

問1 答 (2)

- 解説 (1) 正しい。
(2) 危険物取扱者保安講習のため、誤り。
(3) 正しい。
(4) 正しい。
(5) 正しい。

【地方自治制度】

問1 答 (4)

- 解説 (1) 保障されていないため、誤り。
(2) 自治行政権の説明のため、誤り。
(3) 事務の処理の説明のため、誤り。
(4) 正しい。
(5) 上乗せ条例のため、誤り。

【警防】

問1 答 (4)

解説 積みドラム缶火災は、ドラム缶の高所に対して泡放射し、泡の自然流下を利用して消火する。

【救急】

問1 答 (2)と(3)

解説 (2) 都道府県知事等が行う感染症患者の移送に消防機関が協力することについては、改正法の施行後も変わらず、引き続き、第一義的には都道府県知事等が感染症患者の移送及び医療機関の選定等について責任を有する。

(3) 地域の実情に応じて、各自治体の調整により、消防機関における本来業務に支障のない範囲で、救急業務以外の業務として感染症患者の移送を行うことを妨げるものではない。

問2 答 (1)と(3)

解説 (1) 隔離措置に係る者の移送について、協力を求められた消防機関は、本来の任務の遂行を妨げない範囲において、できるだけその求めに応じなければならない。

(3) 緊急に医療機関へ移送する必要がない停留措置に係る者の移送については、厚生労働大臣又は検疫所長が消防機関に対して協力を求めるものではないこと。

予防技術検定模擬テスト解答

【共通】

問1 答 (4)

解説 大規模・高層の防火対象物は、収容人員が多いことに加え、内部の構造が極めて複雑であることが多く、災害発生時における利用者の避難誘導等の応急対応は困難を極めることが予想される。また、近年、首都直下地震や南海トラフ地震などの大規模災害の発生も懸念されている。これらのことから、大規模・高層の防火対象物において自衛消防力の確保を通じた消防防災体制の強化を図るために、平成19年に消防法が改正され、当該防火対象物の管理権原者に、政令で定めるところにより自衛消防組織を置くことが義務付けられた。本設問は、政令で定められている自衛消防組織の基準のうち、自衛消防組織の要員に関する基準について問うものである。

ア 令第4条の2の8第1項及び規則第4条の2の11の規定のとおり、自衛消防組織には、統括管理者及び総務省令で定める自衛消防組織の業務ごとにおお

むね2人以上の自衛消防要員を置かなければならぬとされている。

イ 令第4条の2の8第3項第1号の規定のとおり、都道府県知事、消防本部及び消防署を置く市町村の消防長又は法人であつて総務省令で定めるところにより総務大臣の登録を受けたものが行う自衛消防組織の業務に関する講習の課程を修了した者を統括管理者に充てることができるとされている。

ウ 規則第4条の2の13の規定のとおり、都道府県知事等が行う自衛消防組織の業務に関する講習を修了した者に準ずる者で、統括管理者として必要な学識経験を有すると認められるものとしては、「市町村の消防職員で、1年以上管理的又は監督的な職にあつた者」、「市町村の消防団員で、3年以上管理的又は監督的な職にあつた者」及び「これらに準ずるものとして消防庁長官が定める者」が該当すると定められている。なお、消防庁長官が定める者としては、平成20年消防庁告示第14号において、自衛消防組織の設置を義務付ける消防法の改正以前に実施されていた、「消防計画に定める防火上必要な教育に関する事項のうち防災センター要員に対するものを定める件」(平成6年消防庁告示第10号)に規定する防災センター要員講習の課程を修了した者であつて、5年以内に自衛消防組織の業務に関する追加講習の課程を修了した者が定められている。

以上のことから、正しい用語の組み合わせは(4)である。

〔消防用設備等〕

問1 答 (3)

解説 消防法第17条第3項の規定による認定を受けた特殊消防用設備等については、同法第17条の2の3第1項において、総務大臣が当該認定の効力を失わせることができるときの要件が掲げられており、本設問はこの要件に該当しないものを問うものである。

(1) 消防法第17条の2の3第1項第1号の規定のとおりであり、正しい。

(2) 消防法第17条の2の3第1項第1号及び同条第2項の規定のとおりであり、正しい。総務省令で定める軽微な変更をしようとするときを除き、当該認定に係る特殊消防用設備等又は設備等設置維持計画を変更しようとするときは、総務大臣の承認を受ける必要があり、偽りその他不正な手段により当該承認を受けたことが判明したときも、特殊消防用設備等の認定の効力を失わせることができるとしている。

(3) 消防法第17条の2の3第2項の規定により、当該特殊消防用設備等に総務省令で定める軽微な変更をしたときは総務大臣の承認を受ける必要はないとしている。したがって、消防法第17条の2の3第1

項第1号の規定は適用されず、特殊消防用設備等の認定の効力を失わせることはできない。なお、消防法第17条の2の3第4項の規定のとおり、総務省令で定める軽微な変更をしたときは、総務省令で定めるところにより、その旨を消防長又は消防署長に届け出なければならないとされている。ちなみに、この総務省令で定める軽微な変更は、現在のところ制定されてない。

(4) 消防法第17条の2の3第1項第2号の規定のとおりであり、正しい。

問2 答 (3)

解説 平成15年の消防法の改正により、消防用設備等の性能規定化が行われ、令第29条の4に、「通常用いられる消防用設備等」に代えて「必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等」を用いることができる旨の規定が追加された。これに伴い、必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令(平成16年総務省令第92号)及びパッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める告示(平成16年消防庁告示第12号。以下「12号告示」という。)が制定され、屋内消火栓設備に代えてパッケージ型消火設備を用いることが可能となつた。本設問は、このパッケージ型消火設備について、I型とII型の技術上の基準の違いを問うものである。なお、パッケージ型消火設備は、前述の消防法改正以前は、消防法施行令第32条の規定を適用してその設置が認められていた(「『パッケージ型消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める告示』及び『パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める告示』の運用上の留意事項について」平成16年5月31日付け消防予第94号参照)。

- (1) 12号告示第5、第8号の規定のとおり、ホースの長さは、I型にあっては25m以上、II型にあっては20m以上とされており、誤り。
- (2) 12号告示第6、第2号の規定のとおり、放射時間は、温度20度において、I型にあっては2分以上、II型にあっては1分30秒以上とされており、誤り。
- (3) 12号告示第6、第5号の規定のとおりであり、正しい。
- (4) 12号告示第7、第2号の規定のとおり、第三種浸潤材等入り水を使用する場合においては、I型にあっては80L以上、II型にあっては60L以上とされているため、誤り。

〔防火査察〕

問1 答 (1)

解説 (1) 「防火対象物定期点検報告制度に関する執務資